民法改正に思う

過去40年近くを振り返ると、これまで常識とされていたものが否定され

たり、陳腐化したりする数多くの事例が思い起こされますが、今年の

民法債権編の改正もその中のひとつのように思います。改正内容は

多岐に渡りますが、銀行員になじみのある制度としては個人保証の

改正があります。私は銀行員時代、融資部門が長かったのですが、

ご存知の通り当時は国内では個人保証は当たり前のこととされて

いました。一方海外では個人保証は殆どなく、個人保証の習慣は

日本の常識、世界の非常識と言えるものでした。

ところが国内では常識であるはずの個人保証のマイナスの側面が、

バブル崩壊の頃から顕在化してきました。個人保証のために自宅まで

失う悲劇が相次ぎ、一度起業に失敗したら二度と立ち直れないため

起業が減り、日本経済の活力が失われる原因として社会問題化して

きました。元々国際部門に身を置き、個人保証に疑問を持っていま

したが、その後企業再生業務に携わる中で、経営者の悲劇を知り、

唯一の出口である個人破産を推進してきました。

そうした中、当たり前だった個人保証が改正されたのは2005年です。

借り入れに係る個人根保証について極度額を定めない契約は無効

とされ、根保証は保証人死亡時に確定することになりました。

そして今年の改正では、①借り入れに係る個人保証だけでなく、

家賃等の個人保証についても極度額を定めない契約は無効とされ、

②企業借入に係る理事、取締役、執行役等の保証、個人事業主借入

に係る配偶者の保証を除き、個人保証は公正証書によること、③保

証人からの情報開示請求に債権者は応じなければならないこと、が

制定されました。

今では経営者保証に関するガイドラインも作成され、昔と今では意

識が変わっていると思いますが、一方で担保制度（物上保証）について

はあまり変わっていません。中小企業庁作成のガイドラインは、

法務省管轄の担保制度に切り込むことを避けているようです。ガイ

ドラインができる前に事業を始めた経営者の自宅は今でも担保に

入っていますので、経営者の受難はこれからも続きます。今回の改

正でもその辺は進展ありませんでした。

今回改正のうち税理士としての興味は、②の第三者の公正証書の義

務化です。現行では相続時に保証債務は相続人に分割して引き継が

れますが、相続人が第三者の場合、公正証書を拒否すれば保証債務

は無効となってしまうのでしょうか。そうであれば親の保証債務を

子が背負う悲劇をなくすことができます。

また今夏発表された民法相続編の改正試案では、20年以上寄り添った

配偶者に生前贈与または遺言により自宅が与えられた場合、自宅は配偶者の

元々の財産と見なされ、残りの遺産のみが配偶者と子供で半々に分割される

ようです。元々離婚時には夫の資産は夫婦共同で築かれたものとし

て、妻に２分の１の財産分与の権利が与えられていることから考え

ると、夫の遺産の半分は元々妻の財産であるべきです。そのうえで

残りの遺産を分割させるべきであり、改正試案により相続は離婚の

考え方に近づきます。これからは自宅を含めた全ての遺産を配偶者

と子供で半々に分割するというこれまでの常識もまた変わること

になります。

相続時の自宅に関しては、空き家問題が深刻になっています。土地

神話という常識が崩壊したのは随分昔のことですが、その後の小康

状態を経て、新たな下落が始まっているような気がします。相続人

の誰もが自宅を欲しがらず、自宅の押し付け合いにより遺産分割

協議がまとまらないといった事例に直面すると、特にイナカの土地

は資産から負債に変わりつつあるように感じます。お墓は既に気持ち

の上では負債化していますが、今後は土地が資産であるという常識や、

子孫に土地を残すという価値観もまた変わっていきそうです。